

監査結果の公表

監査委員は、地方自治法等に基づき、町長の指揮監督から独立した立場で、町及び関係機関における「支出や契約・財産管理等の財務に関する事務の執行」や「公営企業の経営に係る事業の管理」が、法令等に従い、適正に行われているかを監査しています。

平成26年度に実施した監査結果について、先月号に引続きお知らせします。

別海町監査委員 志賀 正章、田村 秀男、山田 信

「平成26年度 定期監査」結果

1. 監査の実施期間

平成26年12月3日から平成27年1月21日までの内、8日間

2. 監査の対象部局

全ての部及び部外局

3. 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 事業管理・財務事務等

監査の範囲 平成26年度「今年のしごと」の掲載事業を中心とした執行状況等

4. 監査の目的、着眼点及び方法

本監査の目的は、依然として厳しい財政状況の中、限られた財源を無駄なく効果的に各事業に配分し、最大の価値や成果を生み出す質の高い町政運営が求められているが、その行財政がどの程度町民のサービスに繋がっているかなど、町民の視点から客観的な目を見た評価を旨とし、監査の指導制を発揮しながら、従事者・牽引者たる職員の更なる意識改革を促すなど、資質の向上を支援し、広く町民の付託に応える。

また、これまでの監査及び審査において、同様の指摘事項が繰返される現状を鑑み、内部統制の仕組みが組織的に機能しているか、更には統制の前提となる事務処理に係るルール自体に検証の必要がないかなどにも関心をもち、指摘事項に係る措置状況も把握しながら、所管部局等の事業の推進と適正な執行に資するものとする。

また、着眼点は、次の7項目とした。

- ①事業は、町民ニーズに応じているか。
- ②事業費は将来を展望して効果的に運用されているか。
- ③事務処理は、法例等に違反するものは無いか。
- ④職員は、事業等の必要性・内容を理解しているか。
- ⑤職員は、事業等の説明及び実施能力を有しているか。
- ⑥事業実施の時期、予算執行は適正に行われているか。
- ⑦各種帳簿類の整備記帳は適正に行われているか。

方法については、各部課等が分掌する今年度の事業が、関係法令に従って適切かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加えるなど、評価シートを用いて実施した。

5. 監査の結果

監査の結果について、事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項のとおり、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1)重点事業の早期執行について

第6次別海町総合計画に掲げた将来像を実現するため、分野横断的な対応により町が一体となって特に重点的に取り組むテーマを定め、喫緊に取り組むべき事業を「重点プロジェクト」として位置付け、平成26年度において特に重点的に推進すべきとされている。しかし、これらの事業においても、年度当初から実施可能な状況にもかかわらず、10月末現在でその執行率がゼロとなっている案件があるなど、対応が著しく遅延しており、事業の必要性や職員の理解度に疑義が生じる状況であるため、内部協議の下適切な執行体制を図るとともに、遅延防止とその根本原因の究明に努められたい。

(2)指定管理者に対するモニタリングの実施（公共サービスの測定・評価）について

指定管理者制度は、町に代わって民間事業者等に公の施設の管理・運営を複数年にわたり委ねることから、その状況を継続的に把握し、指導・監督を行うことが重要となる。

そのため、自治法第244条の2、第7項、第10項、第11項に基づき、指定管理者が町との協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的提供が可能な状態にあるのかなど監視・評価をしなければならないので、指定管理者のモニタリングを早急に対応されたい。

なお、本意見は、各監査機会においてフォローアップのため指摘を繰返しているが、現在は、福祉部の一部で実施しているものの全庁的になっていないので、モニタリング(※1)の手法・実施要領などを含めて、全庁的に実施されたい。

※1モニタリングとは

かかる指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段です。また、安定的・継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのことである。

(3)事業の選択と集中の観点について

本町の各事業の推進は、限られた財源を無駄なく効果的に事業に配分するよう、選択と集中を旨とし、最大の価値や成果を生み出す質の高い行政サービスを提供できる町政運営を象徴するものである。職員においては、各事業内容に精通し高い志を持って事業の推進に努力しているものと概ね評価できるが、過去数年間に渡り実績が無いものや、利用者が極端に減少してきているもの、また、例年の実施事業として継続のみにこだわったものなど、抜本的な見直しが必要と思われる事案もある。については、町民にとって真に利便性が高く有益となるよう、事業予算の増額を図るなど発展的な改革を行うか、またそれとは逆に達成度の高い事案や非効率な事業においては、その廃止も視野に入れて検討するなど、変化する行政環境に柔軟に対応した事業内容となるよう実態把握を重ねながら、整理研鑽に努められたい。

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

～平成26年度 定期工事監査結果措置状況等通知書～

監査実施年月日／平成26年10月22日から10月28日まで(内、4日間)

結果報告書提出年月日／平成26年12月5日

別海町監査委員 志賀 正章、田村 秀男、山田 信

1. 工事検査結果の通知事務について

請負工事に伴う業者との契約は、本町においても北海道規定の標準契約書を使用しているが、その第31条第2項の規定には、「・・・工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。」と、なっているが、その通知がされていない。これまでの慣例上、検査員が現場で合格の是非を伝えて完了としていたとの説明であるが、契約上明記されている事項であり、請負業者の請求や町の支出に遅延をまねく結果に繋がることから、検査結果の通知事務を適切に履行されたい。

措置結果／本件、北海道でも同様の質疑があり、平成9年7月4日に北海道出納局から関係部署に質疑応答をしています。質疑内容は「標準契約書第30条第2項（現在は第31条）に規定する検査結果の通知は、検査完了後検査員から報告を受けて支出負担行為担当者がすべて書面で行わなければならないか。」に対し、回答は「検査結果を通知すべき者は、契約書上は甲、すなわち支出負担行為担当者ですが、検査の結果、合格、不合格を決定するのは、検査員の職務であり、かつ、この通知は速やかに行う必要があるので、検査員が支出負担行為担当者の委任を受け（検査員の指定と同時にその委任があったものとして差し支えない）、検査の場所において直ちに口頭により請負人に通知することになります。ただし、請負人から書面による通知を求められた場合には、改めて通知書を渡すこととなります。」となっており、本町においても北海道の考え方に準じて、今までどおり口頭による通知としたい。